

MEL流通加工認証Ver.3.0の追加説明資料

基準	所定の項目等	その内容説明
2.3.1	所定の必要事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 仕入先 (2) 仕入日 (3) 製品名又は魚種 (4) 製品重量又は数量 (5) 直近の仕入先の生産段階認証状況又はC o C認証の状況
2.3.2	所定の必要事項	<p>卸売用の対象となる申請者は、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 搬送、仕分け、梱包・再梱包の日付 (2) 搬送、仕分け、梱包・再梱包の業務内容 (3) 搬送、仕分け、梱包・再梱包する前の重量あるいは数量 (4) 搬送、仕分け、梱包・再梱包する後の重量あるいは数量 <p>加工場用の対象となる申請者は、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 加工、梱包・再梱包の日付 (2) 加工、梱包・再梱包の業務内容 (3) 加工、梱包・再梱包する前の重量あるいは数量 (4) 加工、梱包・再梱包する後の重量あるいは数量 <p>リテール用の対象となる申請者は、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 加工、調理、梱包・再梱包の日付 (2) 加工、調理、梱包・再梱包の業務内容 (3) 加工、調理、梱包・再梱包する前の重量あるいは数量
3.1.2	所定の事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 認証水産物の仕入重量と出荷重量の検査 (2) トレーサビリティに関する検査 (3) 苦情処理やリコール・回収に係るシステムの確認
4.1.2	所定の要件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 全てのサイトは、本部である事業者には属している組織であることあるいは連結関係であること。連結とは企業会計上の親会社（申請者）の子会社もしくは関連会社にあたるという意味である。 (2) 全てのサイトは、共通の仕分け及びトレーサビリティに関する管理システムを用い、それぞれ文書化されていること。 (3) 全てのサイトは、本部によって常に管理され、内部監査されていること。

基準	所定の項目等	その内容説明
4.1.3	所定の要件	<p>(1) 全てのサイトは、本部である事業者とは異なる組織であり、請負加工や委託加工等の法的な契約関係を交わしていること。</p> <p>(2) 本部は、全てのサイトの仕分け及びトレーサビリティに関する管理システムが、本規格の該当する要求事項に適合することを、内部監査及び認証機関による審査によって確実にしていること。</p>
4.2.5	所定の5つの項目	<p>(1) サイトの名前</p> <p>(2) 住所</p> <p>(3) 連絡担当者の氏名・連絡先</p> <p>(4) 認証水産物の品名</p> <p>(5) 過去の内部監査の日付と結果</p>
4.2.11	所定の2項目 (マルチサイトBの本部のみ対象)	<p>(1) サイトは、全ての段階において本規格の「原則2. 水産物の識別、適切な仕分けとトレーサビリティ」の要件を満たす管理する体制を有していること。</p> <p>(2) サイトは、要請に応じて、M E L協議会、認証機関又は認定機関の敷地内への立ち入り及び認証水産物に関する記録へのアクセスを許可すること。</p>
4.2.12	所定の3項目か2項目 (マルチサイトBの本部のみ対象)	<p>(1) 仕入重量あるいは数量と水産物の詳細</p> <p>(2) 出荷重量あるいは数量と水産物の詳細</p> <p>(3) 仕入日、出荷日</p> <p>ただし、リテール用の対象となる申請者は、</p> <p>(1) 仕入重量あるいは数量と製品の詳細</p> <p>(2) 仕入日</p>